

令和6年度第2回(第49回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

令和7年2月7日(金) 10:00~12:20

2. 開催場所

八尾市役所本館6階 大会議室

3. 出席者

(委員) 水島会長、朴副会長、森委員、池上委員、川野委員、西寺委員、林委員、
藤本委員、森下委員、卯川委員

(事務局) 中野人権ふれあい部長、的場人権ふれあい部次長、寺島人権ふれあい部次長、
橋本人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクト課長補佐、
宮崎人権政策課長、阪田人権政策課長補佐、
城戸人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、
亀谷桂人権コミュニティセンター館長、相原安中人権コミュニティセンター館長、
林田高齢介護課長、中西障がい福祉課長、野本こども若者政策課長、
目黒こども・いじめ何でも相談課長、岡本こども・いじめ何でも相談課長補佐兼係長、
齊藤人権教育課長、堂國人権教育課参事兼課長補佐

4. 案件

- (1) 八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針
(答申)を受けての対応について
- (2) 令和5年度における虐待件数等について
- (3) 差別事象等について

5. 議事内容

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件(1) 八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針
(答申)を受けての対応について

【主な意見・質問・回答等】

Q 1. (委員)

資料4 1ページ1つめ、右端⑥について、⑥の欄に、「インターネット上の人権侵害に対応するため、
『差別事象等発生時の対応について』(差別事象マニュアル)を令和6年度に改定して庁内で共有を図
る。」とあるが、これから実施するということか。

A 1. (事務局)

現在、改定を進めており、今年度中には改定する予定である。

Q 2. (委員)

2月に審議会を開催しており、完成してからこの審議会で配布するということであるが、それについて疑念がある。

マニュアル等について議論をする場合は、この審議会だけだと思っている。2/3(月)に配布があった「言葉の言い換え」のホームページへの掲載について、かなり疑問に思っている。もし、「差別事象対応マニュアル」を同じ考え方で改定しているとすれば、大きな問題だと思っている。

「言葉の言い換え」について、UPするのは意味があると思うが、お互いがどう感じているか、言葉の元々の意味はどうか、歴史的にどう扱われてきたか等を整理した上で改めて市民間で議論して、どうするのが望ましいかについては、対応する必要があるのではないか。それを踏まえて、差別事象対応マニュアルではその経験をどう生かそうとしているかを伺いたい。

資料4 1ページ1つめの⑥に、「インターネット上の人権侵害に対応するため」と書いてあるので、市民間で使われているのであれば、差別事象対応マニュアルが必要だと思うので、ぜひ「言い換え集」ができた経緯について、例えば差別事象対応マニュアルではこう生かされているというようなことをお伺いしたい。

私は識字問題に関わっているが、2019年に識字経験交流集会というところで差別事象があった。学習者の1人が、ある地域について「あそこは〇〇やから」という発言した。これが問題になったが、大阪府の事務局の対応は、「そのときに泣いた人がいたのか」、「泣いた人はいなかった。それなら差別事象ではない」として、「問題発言ではあるが、差別発言ではない」と言った。それで事実確認の作業がずっと遅れて、発言から1ヶ月以上経ってから事実確認を始めた。

社会教育の場面で差別事象が発生したらどう対応するかというマニュアルがなく、マニュアルを作る必要があるという話になって、翌年6月に事実関係が整理されて翌年9月にマニュアルが新しく作られた。ざっと1年近く時間が経過してしまった。

その後も差別事象が発生して今日に至っているが、マニュアルがある程度効果を発揮して差別事象が発生したときにはすぐ対応できるようになった。行政の担当者から実行委員会及び実行委員長に届けられるシステムが作られている。

ちなみに、昨年秋に開催した読み書き交流会では、差別性で考えるともう少し気になる度合いは低いかもしれない言葉について、担当者から実行委員会及び実行委員長のところに連絡が来て、疑問に感じて報告に上がっている。発言した人は、特別支援学校に勤めている学校教員だった人である。特別支援学校ではきちんと議論しているのがよくわかる構造だった。

まず、資料4の1ページ1つめ⑥について、「インターネット上の人権侵害に対応するため、『差別事象等発生時の対応について』(差別事象等対応マニュアル)を令和6年度に改定して庁内で共有を図る」とあって、先ほどの説明では、令和7年度に完成してから審議会に配るということであるが、事前にこの審議会に配るべきなのではないか。

A 2. (事務局)

差別事象マニュアルは八尾市職員向けに出していて、各課窓口や電話対応などで差別事象があったと

きに人権政策課に早急に連絡するという方法等について定めているので、まずは職員に周知して、こういう形で周知したということで審議会に報告したい。

Q 3. (委員)

それに不安があるから完成前に審議会で議論してほしいと申し上げた。不安があるという根拠は「言い換え」のホームページ上の記事である。

この「言い換え」の対応をするような自治体であれば、マニュアルを作っただけで済ませようとしているのか非常に心配である。

A 3. (事務局)

今回、先に職員に配布するが、マニュアルを配布する中で意見があったものは、検討して次年度以降、適宜反映してまいりたい。

O 1. (委員)

先ほど事務局から内部規定のような話があった。実際に差別事象が発生した場合には、当事者団体にも連絡があって、問題点や対応について報告あるいは相談をすることになっている。

全て八尾市で差別であるか否かを決めることができないので、当事者を含めて発生した事象の確認等を慣例的に行っているが、マニュアルが十分機能しないことが一番の問題と思っている。

マニュアルは全てのことを予想して決めていないので、大体のルールだけである。行政、当事者、行為者でいろいろ話ができれば、事象発生に至った背景を調べて解決に導いていくことができるが、それができていない。行政と当事者が問題点や課題について議論するに留まっている。

実際の被害救済や改善策、あるいは行為者への指導をどうするかが非常に弱いと思う。一番端的な例が差別事象一覧に掲載されている事象で、市長にも質問や要望をさせていただいた。

差別事象の中で、市長が開設している SNS で、誤解や偏見のある、事実に基づかない投稿を同じ行為者が 3 回している。そして、教育長が開設している SNS にもそういう投稿があった。行為者への確認の経過も聞いていて、最終的には削除という形になったがスムーズに削除まで至ったわけではない。周囲の人から市長に対して助言があって最終的に削除に至った。

八尾市の姿勢について先日説明があったが、市長個人のアカウントであるから、削除するのであれば、市長自身の見解を发表する必要であったのではないか。

それも要望したが実現していない。人権担当部局が市長に言うのは難しいのかと思うが、説得や進言することも人権担当部局として重要な仕事だと思う。今後のマニュアルについては、誰が差別の判定をするのかというところから始めてその辺りまでしっかりと明文化する、対策も含めてマニュアルをしっかり作る。

そのためには、どういう人たちが集まってマニュアルを作るのかというところで、構成もしっかり考えてほしいと思っている。

Q 4. (委員)

資料 4 の 6 ページ、一番上の学習支援事業であるが、大阪市でやっているように塾などで自由に使えるバウチャークーポンのようなものか、対象者を 1 人親世帯と生活困窮に絞っているのか個別に案内し

てもらうのか、広報でも見たことがないのでお伺いしたい。

A 4. (事務局)

「子どもの未来応援推進事業」の「学習支援事業」について、大阪市のようなバウチャーの形ではなく、八尾市の場合は、ひとり親世帯、生活困窮世帯に個別に案内を送るという、対象世帯に案内して、希望する人が通えるものとして運用している。

実際、利用している世帯がひとり親世帯と生活困窮の世帯であるので、対象世帯がひとり親世帯や生活困窮世帯であることを大々的に広報しないでほしいという声があったので、その辺りを配慮して、広く事業についてバウチャーのような形で広く皆さんに知らせるのではなくて、必要な世帯に案内がいきわたるようにして、希望する世帯に利用してもらう形で事業を実施している。

Q 5. (委員)

安中青少年会館で実施している学習支援とは全く別のものか。6会場の施設は決まっているか。

A 5. (事務局)

市内6会場で実施していて、安中青少年会館は会場ではなく、市内の6会場でできるだけ近くにそれぞれが場所を決めて通っている。

○ 2. (委員)

「学習支援事業」が始まったのは何年前かわからないが、生活困窮者対策の事業という形で始まった。前市長のときからで、内容は民間の家庭教師派遣事業者や進学塾への委託である。

実は安中地区では安中青少年会館でも実施したいという話があったが、断った。同和対策として挙げられているが、全く同和対策と関係がない。少なくとも安中地区では、取り扱いされていない。安中青少年会館の事業の中で低学年の取り組みや高学年までの学習会、それから中学生まで実施している。

ただし、非常に定員等が限定されていて不十分な状況であるが、民間事業者に委託されている。私のところでは、青少年会館を借りてこども食堂を7年間やってきた。コロナ禍を除いて年間延べ1,000人程度のこどもに食事や学習支援を提供していたが、予算は学習支援と合わせて年間25万円。市の規定では年20回程度。物価調整があったが、こども食堂に15万円、学習支援に10万円、計25万円。月2回で週に70食ほど提供しているが、とても賄いきれない。

だから、「子どもの未来応援推進事業」が部落差別解消に繋がる施策ということで挙げるのであれば、少し予算配分が偏り過ぎているのではないかということを申し上げたい。八尾市からこどもの居場所事業という形で「こども食堂」の助成があり、「こども食堂」で助成を受けている団体は12ぐらいあるが、手続きや報告等が非常に煩雑なので、助成を受けないでやっている団体もある。

12団体で25万円、全部学習支援したとしても合計300万円。この事業はおそらく1ヶ所その倍ぐらいの委託費払っているはずなので、人権啓発の教育プログラムを実施しているものについて、とにかく全部記載するという安易な姿勢があると思う。

それがここで挙げられている施策の目標に合致しているかどうか、もちろん全く関係ないとは言わないが、何も知らないでこれを見れば、同和対策や部落差別解消のためにいろいろやっているという誤解を生んでしまう。把握できないが、もう少し予算の配分等も含めて、民間が努力しているところの評価

も含めて、もう少し丁寧にやる必要があるということを申し上げたい。

Q 6. (委員)

資料 4 の 5 ページの一番下、「教育課題として重要性が増している不登校児童生徒に関する支援を行っている。」について、八尾市では、家庭、学校、関係機関等が連携されて適切な支援をしている。

学校に行きづらい子どもたちの学びの場や居場所作りをしていて、若干不登校の生徒が少なくなったと聞いているが、現状はどうか。

A 6. (事務局)

担当している事業ではないので数値までは把握できていないが、令和 5 年度は、不登校の中学生の数が減少に転じたという結果が出ている。

ただし、これについては 1 年だけのことであるので、しっかりと集団の経緯・経過や子どもたちの様子を見ていく必要があると思っている。

昨年度については、新規の中学生の不登校の発生は減少に転じたという状況である。

Q 7. (委員)

部落差別を解消するための施策を一般施策の中で説明しているので、これが実際に部落差別をなくすためにどれくらい効果があるのかが少し見えにくい。根本的に無理があるのではと改めて思ったが、予算配分や同和地区の現状に合わせて、それぞれの地区によつての背景や状況が違つるので丁寧な施策をしてほしい。

6 ページの最後、「多文化共生推進事業」があるが、外国人市民が増加傾向にある中で、八尾市として外国人市民のことは重要であるが、部落差別の解消をめざす上で、外国人市民との交流というのは、ちょっと違和感がある。どこの地区でも外国人市民との共生社会づくりは大事であるが、本当に部落差別解消と関連して書いていたのか、疑問に感じた。

逆に、外国から来た人に対する同和問題の啓発はすごく大事であると思う。日本の同和問題、部落差別について知らない外国人はたくさんいると思う。

箕面市だったと思うが、外国語指導助手 (ALT) に、同和問題を英語で説明するような学習会があつて大事だと思った。

それから、外国人との共生という点では、新しく来た外国人に同和問題の啓発をするということを提案したい。

A 7. (事務局)

答申の 35 ページ、6 番の地区内外の住民交流、コミュニティ作りについて、地区が外国人、外国にルーツを持つ市民の声と繋がることが求められることを受けて、この事業を取り組みに反映していくという考えのもと、この進捗管理に掲載している。

外国人市民が増えている状況の中、さまざまなマイノリティに対する差別や人権侵害について、外国から来た人に理解してもらうというのは非常に重要だと認識している。

意見を踏まえて、多文化共生の中でどのように生かしていくかということについては、さまざまな形で今後検討してまいりたい。

○ 3. (委員)

2019 年の大阪府の読み書き交流会での差別事象を受けて、高砂日本語教室で部落問題学習をした際に、家を買いたいと思って職場の人に相談すると、職場の上司の人が、「あの辺りの地域はやめた方がいい」と学習者のうち何人かが言われた。あの辺りの地域というのは、部落差別を受けている地域であった。例えば、高砂日本語教室は西郡の地域内の隣保館で行われているので怖いから行かない方がいいと同僚に言われたということである。

そう言われた人たちは、「なぜそういうことを言うのか」とずっと思ってきた。「あの辺りは避けた方がいいと、なぜこの人は言うのか」、「なぜ怖いのか」、「自分は毎週西郡に行って高砂日本語教室に行っているけど怖いことはないから、なぜかと思っていたが、今日の部落問題学習で初めてわかった」と言っていた。

Q 8. (委員)

進学を希望する人もいるが経済的な理由で塾に行けない場合があるので、学習支援事業は全く意味がないとは言わないが、実施するのであれば、全体の基礎学力を上げていくような取り組みが必要である。

基礎学力は学校間で格差があるので、教育委員会と協力しながらやっていく必要がある。必要だと思ったが、進学塾に丸投げして、そこへ来た人だけ集まってやっているのは施策目的として理解できなかったもので、地元ではせずに断った。

その辺の経過を含めて既に長い年数実施しているので、「学習支援事業」の費用は、こども食堂に対する助成とどれくらい違うのかお伺いしたい。

また、こどもたちが別地区の会場に通うことはできるのか。

A 8. (事務局)

「子どもの未来応援推進事業」の学習支援については、ひとり親世帯の担当であり、生活困窮は別の部署であるが、生活困窮の世帯についても市内全ての地域を対象に案内して、会場は 6 ヶ所どこに行かなければならないということではなく、近くに行く人もいれば、少し離れたところに通いたいという人もいる。

そういう意味は、6 ヶ所の事業において、市内の対象の人に案内して完結していると考えている。

こどもの居場所事業については、家庭の中、あるいは学校の中でなかなかこどもが居場所を見いだせないなど、さまざまな事情のあるこどもがいるので、第 3 の居場所が大事であるということで、居場所作り事業として補助金により運用している。

こどもの居場所を作りたいという団体の中で、食事を提供したい団体は「こども食堂」として名乗っているところもあるし、ほっとする居場所として展開したい団体もあるし、その中で学習支援をしたいというところである。

「子どもの未来応援推進事業」と居場所事業は別事業であるので、「学習支援」というところでは共通のワードにはなっているが、「学習支援事業」は、民間に委託した 6 ヶ所の事業を市内全ての地域のこどもが使えるように、その事業としては完結した事業ということで考えている。

Q 9. (委員)

同和地区住民としては、本当にここで喋ること自体がものすごいエネルギーを使って疲れると思って

いる。例えば、同和地区のこどもたちの学力はどういう状況にあるのか、これまでは学力保障として同和対策の枠組みの中でやってきたが、2003 年以降は一般政策を活用して取り組むことになっている。

同和対策事業として一定の学力向上も見られた中で、一般政策の中でやっていこうということであるから、「一般政策は部落のこどもを素通りしていないのか」、「同和地区のこどもの学力はどうなっているのか」、「生活困窮者の学力はどうなっているのか」という点を非常に危惧している。さまざまな角度から見る必要がある。

同和地区の生活実態の分析調査を委託して実施していると思う。議論ができないから同和地区の現状や生活状況がわかるように調査結果を出してくださいと言っているが、全然出してくれないし、税金の無駄遣いぐらいに思っている。

同和地区のこどもの生活や学力を踏まえて、一般施策の中でどのようにしているかが、この表になっている。

例えば、1 ページの一番下の⑤令和 5 年度から重層的支援体制事業へ移行ということになっているが、重層的体制というか、地域福祉計画の中では、同和地区住民や支援をする人に被差別マイノリティが入っているのかという疑問はある。

実施している施策だけを並べてやっているという感じにしか見えないから、この表題のように、部落差別の解消に関する施策に該当する部分をもう少し説明してほしい。

A 9. (事務局)

重層的支援体制整備事業について、答申を受けた同和問題との関連性を簡単に説明したい。

八尾市においては、厳しい環境、劣悪な環境の中、生活改善であるとか、その向上というのは非常に大きな当時課題となっていたが、この地域に隣保館を設置して、相談支援や地域重層支援をいわば包括的に実施してきた経過がある。

一方、重層的支援体制整備事業については、近年、国や各市町村に対して出てきた地域福祉の考え方であるが、こども施策や高齢者施策など、それぞれの施策ごとの事業により施策が充実してきたが、制度のはざまにある課題を有する人に対して、支援関係機関や地域住民さんの連携によって、一体的に解決に向けて支えていこうという仕組みである。隣保事業と非常に親和性の高い事業と考えている。隣保事業をベースに重層的支援体制整備事業が開始されたと考えてもいいと認識している。

八尾市では、隣保事業として取り組んできた生活課題や社会問題、人権問題に関わる相談支援、寄り添い支援のノウハウが蓄積している。市民の困難さに包括的に寄り添う重層的支援体制整備事業にも通じるものがあるので、事業を進めるにあたり、隣保事業も体制を担う重要な 1 つということで認識しているので、決して重層的支援体制整備事業が同和問題と関係しないということではないと申し上げたい。

Q10. (委員)

部落差別の解消につながる施策というのはどこを見たらわかるのか。

A10. (事務局)

基本的には、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解消につながる施策である。このページの中では記載はないが、補足として説明させていただきたい。

○ 4. (委員)

より理解しやすい、見やすい形で、一般行政から切り分ける形で資料作りをお願いしたい。

○ 5. (委員)

基本方針答申に記載されているが、**資料 4**に記載されていない項目がある。

例えば、答申の 27 ページには、「(3) 全体に関わる取り組み」に黒丸で項目が書かれている。1 つめは(仮称)「部落差別解消教育を推進する八尾市宣言」、(仮称)「部落問題についての学習推進計画」の策定検討について。2 つめは、(仮称)人権センターを設け、部落差別をなくす教育に取り組む拠点としても位置付けることについて。3 つめ、教材開発・実践普及・指導者養成の三位一体のシステムの構築について。4 つめ、以上のすべてを通して部落差別解消推進法の実施と方針を周知する。

と書いてあるが、このあたりについてはほとんど触れられていない。

そういう形になっているのは従来やっていることから始めて、それが先々どうなっているかという資料の組み立てをしているからだと思っている。答申の枠組みを全部並べた上で実施しているものと実施していないものに分けた方が、答申との関連はわかりやすいと思う。

○ 6. (委員)

答申の内容全てに渡って短期的なものではなく、短期・中期・長期とそれぞれ目標を設定して、進捗状況を管理することが必要になるので、3 年、5 年、10 年という形で答申の進捗状況を可視化する形がわかりやすいと思う。

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件 (2) 令和 5 年度における虐待件数等について

【主な意見・質問・回答等】

Q 1. (委員)

こどもの虐待に関する相談通告は、“いち早く”という意味の「189」が 24 時間対応の児童相談所に繋がる電話番号として周知されている。八尾市では、こども・子育て総合相談の窓口も設置している。

しかし、高齢者の虐待はなかなか表に出ないというのが現実である。高齢者への虐待を見つけたら地域包括支援センターに通告したらいいか。

そして、高齢者の虐待は夫、妻、娘など、家族が加害者になって虐待している方も多い。憶測であるが、在宅介護の人が多いと思う。在宅介護の人のサポートはどうしているか。

例えば、在宅介護の人の困りごとをどう対処しているかを伺いたい。

A 1. (事務局)

高齢者虐待が認知されたときに立ち入り検査や確認をするのは地域包括支援センター、高齢者安心センターとなっている。通報先としては高齢者安心センターや市役所など、さまざまである。

地域ケア会議等でさまざまな機関とのネットワークを組んでいるので、どこに通報が入っても最終的に市または高齢者安心センターに連絡が入るように取り組んでいる。通報の内容としては、普段から関

わっているケアマネージャーから介護している中で、例えば、あざがあったり家族の言動から虐待が疑われるとして通報されるということが多い。

近隣の住民から認知症の疑いがある家庭があるという相談があったりして、直接介入は難しいが気になるという通報が入ってきていて、その情報を受けて八尾市と高齢者安心センター、地域包括支援センターから実地確認という形で訪問する状況になっている。

実際に一番多いのは身体的虐待になっていて、介護のストレスが原因という側面もあるが、認知症への対応が難しくなっている。最近の傾向として、家族自身が認知症に気づいていない、あるいは医療に繋がっていないというケースも増えている。

また、養護者ということで家族と一緒に住んでいて、実際虐待者として息子、娘が出てきている。最近、増えてきているのが、実際に介護している人、夫・妻の場合もあるが、その人が認知症になったり、元々精神疾患があって両親が高齢者になった時点で今まで通りのケアができず、そこから虐待につながってしまうというケースも最近増えている。

そういう背景もあるので障がいの担当の部署等、さまざまな機関と連携しながらできるだけ情報を早期に察知して介入したいと考えている。養護者に対して適切にサービスを提供する、高齢者に対して適切にケアするというのが一番望ましいの状態であるので、家族に寄り添いながら、こういった支援が必要なのか、医療あるいは介護を丁寧に調整しながら対応している。

Q 2. (委員)

例えば、女性、高齢者、障害者という人への虐待は、どういう形で分類しているのか。

A 2. (事務局)

通報を受けたところ、被害者がどの窓口を選んだかで集計している。

Q 3. (委員)

(1) こどもの対応状況について、児童というと小学生のこどもまでというイメージがあるが、18 歳未満を含むということか。

また、(3) 高齢者や(4) 障害者は虐待者との関係が書いてあって、最近はこどもの虐待の中で内縁の夫からの虐待などのケースが増えていると思うが、虐待者との関係の表がないのはどういう理由かお伺いしたい。

A 3. (事務局)

こどもの年齢について、児童福祉法で児童は 18 歳までと決められていて、就学前、就学後にかかわらず 18 歳までの人数が 398 件になっている。

内縁の夫からの虐待について話があったが、こども家庭庁の福祉行政報告例という報告様式がある。その様式に基づいている。

確かに内縁の夫、パートナーからの虐待があり、令和 4 年度と 5 年度で件数の算定方法が違うという説明が事務局からあったが、面前 DV と言って、パートナーとのいさかいの中でこどもがそれを見て心理的にダメージを受けるという身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力も含まれている。

Q 4. (委員)

最近の新聞報道で気になっているが、こどもの自死が非常に増えている。特に、小学校高学年、中学校、高校と今まで統計を取っていて、去年、一番人数が多かったと思う。八尾市でも令和5年度の虐待件数を詳細に記載している。

虐待の中からいじめに陥ることがあると思っているが、八尾市ではそういう事例はあるか。虐待やいじめから自死につながるという事例が八尾市ではあるか。

あまりこどもに衝撃を与えたらいけないが、そういう事例があるかどうか、お伺いしたい。

A 4. (事務局)

虐待やいじめから自死に繋がるのは本当に残念で、対応の仕方について考える必要があると思っている。さまざまな虐待の中で、最終的に自死に繋がったケースがあるかどうかについては、把握していないが非常に重く受けとめている。

基本的に虐待の経緯については、支援が入って、その中でしっかり対応する。虐待を受けた人が暮らしやすい日常を取り戻せるような支援をしているが、件数にばらつきがあって、まだまだ氷山の一角であると思っている。自殺対策の部署もあって、虐待が自死に繋がるということも十分に認識して取り組みを進めていきたい。

Q 5. (委員)

質問の趣旨は、事例を通して、例えば、今の八尾市の取り組みはこういう課題がある、ネットワークがうまくいっていないなどの課題を明らかにして対応を整理する必要があると思う。

多くの事例を挙げているが、その中で特に困ったこと、必要な改善点にはこの事例から示されているなど、議論はあってもいいと思う。資料を見る限りそうっていない。

「(3)高齢者の対応状況」について、「事実確認」が161件となっていて「事実確認」以外はあまりない。「重複あり」となっていて、161件の中で「立入調査」まで行ったのが3件あるが、「事実確認」でとどまっているものがほとんどである。

また、「(4)障がい者の対応状況」について、「事実確認」が47件、「措置入所による保護」が1件、それ以外は0件になっている。「事実確認」して終了になっているのではないかと気になっている。

事例を通して八尾市の施策の課題やネットワークを強化すべき点などを考えるべきではないかというような議論ができるとありがたい。

人権の審議会であるので、幅広い範囲から障がいの分野に特化して事例まで出せないと思うが、そういう議論している場所が別にあれば紹介してほしい。

A 5. (事務局)

虐待件数について報告しているが、属性としては多岐にわたっているので、国の報告や一覧表などを俯瞰して見て、人権の視点で意見をいただくという形式で考えている。

虐待の中で「こども」や「女性」、「高齢者」、「障がい者」というカテゴリーについては、それぞれの分野で審議会があるので、詳しく掘り下げて、市としてどうすべきか、どう対応すべきかについてしっかり議論している。

【凡例】○：意見、Ｑ：質問、Ａ：回答

案件（３）差別事象等について

Ｑ１．（委員）

インターネット上の差別については、削除要請してもなかなか対応してもらえないと思う。関係法令にプロバイダ責任法があって、運営は、例えば、Facebook や X (旧 Twitter)、ヤフーなど、新しいアメリカの大統領の応援部隊になっている大企業ばかりである。世論や国際的な世論に押されて、内容をチェックする機関があった。

ところが、最近ではそういう部門が完全に縮小、廃止されている。X (旧 Twitter) では、その部門だけで何千人が解雇されている。時代の流れは非常に厳しい状況である。

日本では、運営している日本の会社と、いろいろ交渉して、内部規定を作って、まさに A I の時代があるので、言葉やチェックするような仕組みで、通報があった場合には対応する、ずっと話し合いをしているが、イタチごっこのような状況である。

難しい問題であるが、地方自治体では、モニタリング事業という形で、チェックする仕事を民間と協力して進めている。典型的なものは法務省に依頼して削除するということを進めている。

モニタリング事業は非常に手間がかかる。市の職員は仕事がたくさんあるので、一日中、パソコンの画面を眺めて問題ばかりを探していくというのは、必ずしも生産的ではないと思っている。

A I を使う、民間でそういう人権活動をしている団体に任せる、他の市町村と連携して広域的に情報共有する。モニタリング事業については、八尾市だけで実施するのではなく、本当に典型的な問題の多いサイトが明らかになっているので、官民協力をして働きかけをしていく。

一番効果的なのは、運営しているサイトや企業に広告を出さないことである。最近のフジテレビの例にあるように、広告がなくなると民間企業は影響が出る。最終的にペナルティとして、広告を出している企業に対して、人権侵害をしている企業には広告を出さないでほしいというような働きかけをして、社会全体で防止していく。そういう取り組みも必要だと思っている。

A １．（事務局）

モニタリング事業については、大阪府下の市町村で情報共有している。モニタリングについては差別に関する語句の使い方が巧妙化していて、検索しても引っかからないやり方で書き込みしているので、課題が出てきている。

本市としては、広域的に取り組むべき課題と認識していて、大阪府に働きかけるとともに、他の市町村の動向も参考にして、今後 A I 等のモニタリングを含めてどのような手法が良いか検討してまいりたい。

Ｑ２．（委員）

今回の差別事象一覧の中で 5、6、7 のインターネット上の書き込みは、全て同一人物の書き込みということか。

A ２．（事務局）

全て同一人物による書き込みである。

Q 3. (委員)

聞き取り調査した経過の中で、その人の具体的な状況について教えてほしい。

A 3. (事務局)

3つの事象について聞き取りした中で、投稿者は50代で、「自分が幼少の頃に親や周りの人からそういう話を聞いて、自分では理解しているつもりであるが、ふとしたときにこういう形で出てしまう」と言っていた。

今回、SNSで投稿した件について、インターネット上の大きな問題だと思っているが、本人としては、個人のアカウントに投稿したので他の人が見るとは思っていなかった。

その話の中で個人の投稿であっても、いろいろな人が見ているので、投稿を見て傷つく人がたくさんいるという説明をしたところ、その後は差別的な投稿は発生していない。

O 1. (委員)

公人、見識者が2件、審議会で発言しているのは全体を通して残念だと思う。それからインターネット上の差別事象3件は最近よく出ている。

過去20年ぐらいの統計を取るべきだと思うが、必ず同和問題に関する発言等がある。そういう意味で言うと差別解消3法があるが、常に外国人、障がい者、同和問題の事象が出ているので、重点的に何とかできないかと思っている。

今回は高校の教育現場でも起こっている。先ほどインターネット検索の話が出ていたが、差別落書きや書き込みは実は減っていると以前に事務局から聞いたことがある。キーワードで検索しても、違う表現で書き込みしている。何年か前に市内の中学生が同和地区のことを「B」と表現しているという報告があったので、まだまだこういう実態があるというような認識を持っている。地区名が資料では「〇〇」になっているが、この審議会では地区名を出している。審議会の性格上公開しているが、議論を深める場合は、非公開もありうると思っている。

公開だと傍聴者がいれば地区名がわかる。地区名を「〇〇」にする必要はあると思うが、議論の進め方次第で、公開・非公開について今後考えていく必要があると思っている。

Q 4. (委員)

2つめの外国人の入居差別について、衝撃を受けた。手段が「発言」になっていて、発言は発言であるが、はっきりと住宅に入居させないという差別行為であるので、発言で終わっていいのかと思った。

尼崎市に住む30代の私の友人が、在日コリアンで、公的な仕事に就いていて、家賃の支払いについては問題なかったが、同じように尼崎市で入居を断られたということで相談に来た。大阪では、1990年代に入居差別に関する裁判があって、在日韓国人が裁判で訴えて勝訴して、国籍を理由にした賃貸の入居差別は駄目だということは、ある程度不動産業界の中で常識になった。

大阪で頑張ったと思ったが、残念ながら新たに増えていると思った。行政として多くの事例があることを是非認識してもらって、啓発や相談も含めて対応してほしい。

対応について、どうなったかをお伺いしたい。なぜ、第1発見者が職員であるか、あわせて質問したい。

A 4. (事務局)

まず、第1発見者がなぜ市の職員かという点について、大阪市在住の男性から八尾市人権政策課に問い合わせがあって、このような内容の相談を受けたので、第1発見者が「職員」となっている。

対応については記載の通りではあるが、関係部局から関係する協会に依頼して、その加盟店に対して啓発するよう依頼した。

Q 5. (委員)

先ほど虐待について1つ1つの事例を通して考える必要があるのではないかという話があったが、今議論している内容に関連してこういう議論をしている場所は八尾市の審議会で他にあるか。

A 5. (事務局)

差別事象という切り口で議論しているのは、この審議会である。

Q 6. (委員)

そうであれば、この審議会ではもっと議論する必要があると思う。先ほど他の委員が言ったように、例えば、5、6、7の差別事象に関連して八尾市の施策はどうかということをもっと議論する必要があると思う。

もし、この審議会全体でするのが難しければ、同和問題の部会を設けるなど検討すべきである。

A 6. (事務局)

審議会としては、この審議会のみであるが、差別事象に関しては、差別事象連絡・啓発検討会を設けている。

Q 7. (委員)

先ほどの質問の最後の部分は答えてもらっていないが、部会を作ることはしないのか。

A 7. (事務局)

既に差別事象連絡・啓発検討会という場所で検討して対応しているので、差別事象連絡・啓発検討会の意見を受けて、この審議会では資料として出している。

Q 8. (委員)

市長のインターネット上の事象について、投稿した人は同一人物である。

1つの特徴として、学校の校区変更があったときにつらい思いをした。それは逆差別ではないかという発言があって誤解に基づいている部分があると思う。

懸念しているのは、八尾市では最近、中学校で学校選択制を弾力的に運用している。それまでは、例えば、学校のすぐ前に家があるのに校区が違うので遠い方の学校に行かなければならない場合に、個別に対応している。全面的にそれをなくして、基本的にはどこの学校を選んでもいいということになった。申し込み時に理由を問わない、どういう理由でその学校へ行きたいかということと言わないでいいということになっている。

昔から同和問題に関して校区編成は非常に大きな問題で、差別が起こりやすい、表面化しやすい問題である。つまり、同和地区を含む学校には行きたくない、そこを避けたい。今までの八尾市の人権意識調査や大阪府、国の調査の中にもそういう項目があって、非常に高い割合で忌避意識というか同和地区を避ける、そこに住みたくない、間違われるのは嫌だ、そういう学校には行かせたくないというのがある。そういう経過があって、教育委員会と話し合いを継続することになっていたが、事実上八尾市教育委員会は見切り発車して、昨年から実施している。

それは、部落差別だけではない。例えば、外国人の集住地域、〇〇地区には〇〇にルーツがある子どもが小学校の大体４割である。そういう中で一生懸命学校では取り組みしているが、話として出てくるのは、あそこは〇〇の子ばかりで勉強が遅れている、いろいろ問題があるなど、聞こえてくる。

「学校選択制の弾力的運用」について、選択が自由になった背景には、行きたくない学校、一方では行きたい学校がある。居住地との関係でやむを得ない事情よりは、自由意思で選択されるという点で大変懸念を持っている。

数年間実施された後、一定の期間の間に、例えば本来であれば同和地区を含む学校に通う予定だった子どもが、どこへ変更を申し出たのかを公表する必要はないが、しかるべき場所で議論ができるように、そういうデータを提供してほしい。それから全く理由を問わないとしたことは理解できない。

一定期間を経てデータを取った上で、もう一度学校選択が自由になったことが本当にプラスかどうか、もちろんプラス面もあると思うが、マイナス面がないか、隠れた差別意識、忌避意識を助長する事になってないか、引き続き検証を行うことが必要だと思っている。

A 8. (事務局)

「小規模特認校制度及び指定校変更の弾力的な運用」は、中学生は自分の住んでいる校区と隣接する学校に行くことができる。市内全域で、小学新１年生と中学新１年生を対象に一定の要件のもと、学校を選択できる制度となっている。「小規模特認校」と「指定校変更の弾力的な運用」の２通りあって、どの学校にも誰もが好きに選んで行くことができる制度ではない。

「弾力的な運用」として自分の住んでいる地域に隣接する学校に行くことができるのは、学校運営のこともあるので、最大人数等を設定しながら取り組みを進めて今年で３年めになる。

結果については、年度ごとに議会等で公表している。今年度についてはまだ公表していないので申し上げることは難しいが、これまでの経過で言うと、多くの子どもたちが指定校変更を望んでいるわけではない。制度のあり方については就学検討委員会で議論されて制度設計を含めてどのようにしていくかを見直している。

教育委員会としては、制度を進める中で校長会やさまざまな場面で、忌避意識があらわれる場面があるのか、アンテナを張ってもらうように伝え、もし忌避意識等があった場合には対応できるよう、マニュアルを掲示しながら子どもたちの様子を慎重に見ているという経緯があるが今のところ、把握していない。

【凡例】O：意見、Q：質問、A：回答

その他

Q 1. (委員)

先ほどの「言い換え集」について、公表に至った経緯およびプロセスを事務局から説明いただきたい。

A 1. (事務局)

冒頭の「より良い言葉使いを意識してみませんか」の経緯について、全庁的に八尾市人権施策推進本部会議を開催している。人権施策を全庁的に進めていく会議で差別事象等を報告しているが、庁内の職員向けに日常、市民対応をするときの言葉遣いを考え直すために、参考になるものを作成してはどうかという意見が出た。市民向けにも日常生活の中で、言葉遣いによっては相手を不快にさせる場合があることに気づいてもらう目的として、ホームページ上に掲載している。

今後はこの審議会等でさまざまな意見をいただきながら、表現については、市民に誤解を与えることがないように今後内容等を更新してまいりたい。

O 1. (委員)

「言い換え集」について、個人的な意見であるが、「言い換え集」、「禁句集」、「問題のある言葉」は、以前からずっと議論があった。時には厳しく指摘して、その結果が例えば放送局や新聞社、出版社の内部で、使ってはならない「禁句集」や「言い換え集」ができた。

その結果、例えば、テレビでは、内容を説明しないが、「先ほど不適切な発言がありました」とお詫びしている。個人的には良くない傾向だと思っている。「言い換え集」を作って配布して気をつけるよう呼びかけるのは、こういう問題を重く感じさせる、あるいは運動側がそういうものを求めていると思われるのは少し心外である。

確かに、ひどい内容で攻撃的なものもある。時には言葉が人の命を奪うこともある。そういう意味では、言葉は長い歴史の中で変わっていく。人権意識の高揚を図る中で、悪い言葉遣いは淘汰されていくのが基本だと思うが、典型的な悪意のある発言についてはきっちりと指摘ができるよう、市民社会の中で育ってこなければならない。

議論の土台として、わかりやすくこういう資料を作って議論しながら、職員や市民に気をつけるよう呼びかけるのは、誰が誰に対して言っているのかとを感じる。中には「表現の自由」という意見もあった。それから、「表現に気をつけていると古典落語はできない」、あるいは作家は「これがまかり通るのであれば私は小説を書きません」と断筆宣言したこともあった。そういう反応があったので、この問題はずっと揺れていると思う。すぐに結論が出る問題ではないが、八尾市で良かれと思って作ったと思う。

これを作る際に、何のためにどういうところで活用しようとしているのか、内容としては、さまざまな取り組みをしている多くの人がいるので、市役所の中で頑張ったと思うが、作成するにはさまざまな立場の人に参加をしてもらって、幅広く議論できればありがたい。

また、児童扶養手当については、ひとり親家庭の生活やこどもの養育において大変重要な意味があると思っている。

閉会

以上